

刈谷市産業立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業の流出防止、雇用の維持拡大及び経営基盤の強化を図るため、市内に工場及び研究所（以下「工場等」という。）を新增設する企業者に対し交付する刈谷市産業立地促進補助金（以下「補助金」という。）に関し、刈谷市補助金等交付規則（昭和44年規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 工場 物流施設、倉庫、事務所等の製造又は開発機能を有さない機能が過半を占めない施設をいう。

(2) 研究所 主に製品の研究開発又は試作品開発を行う施設であって、製品の量産及び収益を直接の目的としない施設をいう。

(3) 新增設 工場等を新たに設置し、若しくは拡張し、又は既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置（設置に伴い必要となる既設の工場等の建物の改修を含む。）することをいう。

(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。

(5) 中堅企業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者をいう。

(6) みなし大企業 中小企業者又は中堅企業者であって、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している者

ウ 役員の総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当

する者が所有している者

オ 役員の総数の全てをアからウまでに該当する者の役員又は職員が占めている者

(7) 大企業 営利目的をもって事業を営む企業者であって、中小企業者及び中堅企業者のいずれにも該当しない者をいう。

(8) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用（消費税相当額を除く。）をいう。

(9) 常用雇用者 期間の定めなく雇用されている者又は雇用契約の更新を前提とし、現に1年以上雇用されている者で、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条に基づく被保険者として雇用されているものをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、自らが使用するために市内に工場等を新增設する企業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 新增設する工場等において、操業開始の日から5年間、常用雇用者を10人以上維持できること。

(2) 代表者及び従業員が暴力団員（刈谷市暴力団排除条例（平成24年条例第8号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第1号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) みなし大企業及び大企業にあつては、過去に同一の工場等の同一の業種（日本標準産業分類に基づく業種をいう。）において、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

(4) 市が賦課徴収を行う税金を滞納していないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、工場等の新增設に伴う固定資産取得費用の合計額とする。ただし、当該合計額が5,000万円に満たないときは、補助金の交付の対象としない。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、別表に掲げる区分に応じ、それぞれ定める額とする。この

場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、工場等の新增設に着手する日の30日前までに補助対象認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出し、認定を受けなければならない。

(1) 会社等の概要を説明する書類(パンフレット等)

(2) 申請日の前3月以内に発行された法人に係る登記事項証明書(全部事項証明書)

(3) 定款又はこれに準ずるもの

(4) 直近の2事業年度分の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書、事業報告、法人事業概況説明書等)

(5) 誓約書(様式第2号)

(6) みなし大企業チェックリスト(様式第3号)

(7) 新增設する工場等の位置図、敷地図、配置図及び建築図面(平面図及び立面図)

(8) 土地及び家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

(9) 固定資産取得費用の明細(設計書、写真、見積書等)

(10) 主に製造し、又は研究する製品を説明する書類

(11) 操業後5年間の事業の見通しを説明する書類

(12) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助対象認定通知書(様式第4号)により、適当でないと認めたときは、補助対象認定申請却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(届出)

第7条 前条第1項の規定による認定を受けた者(以下「認定企業者」という。)は、工場等の新增設に着手し、又は完了したときは、工場等の新增設(着手・完了)届(様式第6号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

2 認定企業者は、工場等の操業を開始し、中止し、又は廃止したときは、工場等の操業(開始・中止・廃止)届(様式第7号)を遅滞なく市長に提出しなければ

ならない。

（交付の申請）

第8条 認定企業者は、工場等の操業を開始した日から1年以内に産業立地促進補助金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）申請日の前3月以内に発行された法人に係る登記事項証明書（全部事項証明書）

（2）新增設する工場等の位置図、敷地図、配置図及び建築図面（平面図及び立面図）（認定申請時と変更がある場合に限る。）

（3）土地及び家屋の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し

（4）建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証の写し

（5）固定資産取得費用の請求書、領収書等の写し

（6）新增設完了後の写真

（7）その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第9条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、産業立地促進補助金交付決定通知書（様式第9号）により、適当でないとしたときは、産業立地促進補助金交付申請却下通知書（様式第10号）により認定企業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第10条の規定による実績報告は、第8条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第11条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が工場等の操業を開始した日から5年以内に操業を中止し、又は廃止したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消されたときは、当該取消しに係る額を市長に返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第12条 認定企業者は、この要綱により、取得し、又は効用の増加した固定

資産を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、担保に供する処分については、市長が承認した場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の目的を勘案して、工場等の操業を開始した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱の規定は、平成24年4月1日以後に着手する工場等の新增設に係る補助金について適用する。この場合において、同年4月1日から同年8月31日までの間に工場等の新增設に着手する者に対する第6条第1項の規定の適用については、同項中「工場等の新增設に着手する日の30日前まで」とあるのは、「平成24年8月1日まで」とする。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に認定の申請を行った後、令和11年3月31日までに補助金の交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定は、同年3月27日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の刈谷市中小企業投資促進補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表の規定は、平成27年4月1日以後に着手する工場等の新增設に係る補助金について適用し、同日前までに改正前の刈谷市中小企業投資促進補助金交付

要綱第 6 条第 2 項の規定により認定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

- 3 平成 27 年 4 月 1 日から同年 5 月 29 日までの間に工場等の新增設に着手する場合における改正後の要綱第 6 条の規定の適用については、同条第 1 項中「工場等の新增設に着手する日の 30 日前」とあるのは、「平成 27 年 4 月 30 日」とする。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、同年 3 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、同年 3 月 31 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、令和 3 年 4 月 1 日以後に第 6 条第 2 項の規定による認定(以下「認定」という。)を受けた工場等の新增設に係る補助金について適用し、同日前に認定を受ける工場等の新增設に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項の改正規定は、同年 3 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後にされた改正後の第 6 条第 1 項の規定による認定の申請に係る補助金について適用し、同日前にされた認定の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第 5 条関係）

区分			補助金の額
中小企業者 又は中堅企 業者（みな し大企業に 該当する者 を除く。）	愛知県新あいち 創造産業立地補 助金交付要綱 （平成 24 年 4 月 1 日施行）に 基づく愛知県新 あいち創造産業 立地補助金 A タ イプに採択され た場合	第 3 次刈谷市都市計画 マスタープランに定め る工業系新市街地（一 里山地区及び野田町二 ツ池地区に限る。）に所 在する土地を平成 27 年 1 月 1 日以後に新た に取得し、又は借り受 けて工場等を新增設す る場合（敷地に面する 道路の反対側の境界線 から 9 メートルを確保 して工場等を新增設す る場合に限る。）	補助対象経費に 20 分の 3 を乗じて得た 額。ただし、同一の工 場等につき 10 億円 を限度とする。
		上記以外の場合	補助対象経費に 10 分の 1 を乗じて得た 額。ただし、同一の工 場等につき 10 億円 を限度とする。
	上記以外の場合	第 3 次刈谷市都市計画 マスタープランに定め る工業系新市街地（一 里山地区及び野田町二 ツ池地区に限る。）に所 在する土地を平成 27 年 1 月 1 日以後に新た	補助対象経費に 10 分の 1 を乗じて得た 額。ただし、同一の工 場等につき 5 億円を 限度とする。

		に取得し、又は借り受けて工場等を新增設する場合（敷地に面する道路の反対側の境界線から 9 メートルを確保して工場等を新增設する場合に限る。）	
		上記以外の場合	補助対象経費に 20 分の 1 を乗じて得た額。ただし、同一の工場等につき 5 億円を限度とする。
みなし大企業及び大企業	第 3 次刈谷市都市計画マスタープランに定める工業系新市街地（一里山地区及び野田町二ツ池地区に限る。）に所在する土地を平成 27 年 1 月 1 日以後に新たに取得し、又は借り受けて工場等を新增設する場合（敷地に面する道路の反対側の境界線から 9 メートルを確保して工場等を新增設する場合に限る。）		補助対象経費に 25 分の 1 を乗じて得た額。ただし、同一の工場等につき 5 億円を限度とする。